



平成 23 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 セントラル警備保障株式会社
代表者名 代表取締役 白川 保友
執行役員社長
(コード番号：9740 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 久須美 康博
管理本部長
(TEL 03-3344-1711(代))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 25 日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月 26 日開催予定の第 39 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

社外取締役及び社外監査役の会社に対する責任に一定の限度を設け、期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 30 条（損害賠償責任の一部免除）を新設するものであります。なお、この規定につきましては、監査役会の全員一致による同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|---------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 23 年 5 月 26 日（木） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 23 年 5 月 26 日（木） |

以上

別 紙

(下線は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>33</u>条 (記載省略)</p> | <p>第<u>6</u>章 <u>社外取締役及び社外監査役の責任免除</u></p> <p>第<u>30</u>条 <u>損害賠償責任の一部免除</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議をもって、社外取締役及び社外監査役の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める範囲とする。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> |

以 上